

福井県屋外広告物条例 禁止地域指定の概要

■ 禁止地域を指定する目的

平成26年度に近畿自動車道敦賀線が全線供用開始されることに伴い、今後多くの方の利用が想定されるインターチェンジへのアクセス道路周辺の良い景観形成を推進するため、近畿自動車道敦賀線の供用開始前に、ICアクセス道路を禁止地域に指定し、良い景観形成を図る。

■ 新たに禁止地域に指定する路線

- 近畿自動車道敦賀線のインターチェンジへのアクセス道路となる下記の路線
 - ・ 一般県道山櫛林線（敦賀市）
 - ・ 主要地方道上中田烏線（小浜市、若狭町）
 - ・ 主要地方道小浜上中線（小浜市、若狭町）
 - ・ 主要地方道坂本高浜線（おおい町、高浜町）

■ 新たに禁止地域となる範囲

- ・ 上記1の各道路および各道路の両側300m（別添の図面参照）

■ 施行日

- ・ 平成26年3月1日

■ 経過措置

- ・ 禁止地域を指定する前に許可を受けて設置された広告物については、禁止地域指定後原則として6年を経過する日までは、引き続き更新許可を受けることが可能。